二　水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合等の特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令（平成二十九年内閣府令第四号）

三　農林中央金庫の農林中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令（平成二十九年内閣府令第五号）

（特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置等に関する経過措置）

第三条　この命令の施行前に公表された前条の規定による廃止前の農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会の特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令第二条各号に掲げる事項について定めた特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）において第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十四条の十第一項の規定により公表された同項の方針とみなす。

２　この命令の施行前に公表された前条の規定による廃止前の水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合等の特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令第二条各号に掲げる事項について定めた特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針は、施行日において第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十二条の九第一項の規定により公表された同項の方針とみなす。

３　この命令の施行前に公表された前条の規定による廃止前の農林中央金庫の農林中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令第二条各号に掲げる事項について定めた農林中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針は、施行日において第四条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則第七十条の五第一項の規定により公表された同項の方針とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この命令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

省　令

○農林水産省経済産業省令第三号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百十二条第二号の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月八日

農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
別表第二（第四十八条関係）	別表第二（第四十八条関係）
商品取引所	商品取引所
商品市場	商品市場
数量	数量
上場商品構成品又は上場商品指数の種類	上場商品構成品又は上場商品指数の種類
数量	数量
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
株式会社堂島取引所	株式会社堂島取引所
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
米穀指数市場	（新設）
八百枚	（新設）
米穀指数	（新設）
二十枚	（新設）

附　則

この省令は、令和六年八月十三日から施行する。